

中ソ友好同盟条約とソ連 —同盟の設計と利権問題—

松村史紀*

The Sino-Soviet Alliance of 1945: Soviet Interests in the Scheme of the Alliance

Fuminori Matsumura *

Abstract

After the end of the Second World War, the Soviet Union temporarily maintained the “postwar international order” which aimed to establish peaceful cooperation between the victorious powers and to prevent the defeated nations from restoring their military power. The Sino-Soviet alliance of 1945 was established to embody the order.

Instead of analyzing the order, however, previous research merely claims that the Sino-Soviet alliance was unequal because the Soviet Union secured interests in some ports and railways in Northeast China in the treaty. This paper argues that Moscow defended such interests by employing the logic of the “postwar international order”.

To begin with, this study examines the role of national security and ideology in Soviet foreign policy. Next, the historical process in which Moscow gradually altered their policy from postwar peaceful cooperation to the Cold War strategy is studied. Lastly, this paper argues at length that the Soviets managed to secure their interests in the Sino-Soviet alliance by referring to the logic of the “postwar international order:” victorious powers (the Soviet Union and China) shall cooperatively prevent the defeated nation (Japan) from restoring their military power.

キーワード

中ソ友好同盟条約 戦後秩序 敵国の抑止 利権 ソ連 スターリン

*まつむら ふみのり:大阪国際大学国際コミュニケーション学部講師 (2010.9.17受理)

I はじめに

第二次世界大戦後、東アジア地域において大国による平和が予定されていた。それを設計したのは、おもに戦勝国、なかでも大国であった。そのとき構想されていた平和—「戦後秩序」—には二つの柱があった。一つは戦勝国の大国（アメリカ・ソ連・イギリス・中国など）を中心にして協調の枠組みをつくるというものであり、もう一つは戦勝国が敗戦国の復活を阻止し、抑えこむというものである。このような理念が体现されたものは、他でもなく国際連合の集団安全保障である¹。

1945年8月14日、終戦の前夜、中華民国国民政府（国府）とソヴィエト連邦（ソ連）がようやく中ソ友好同盟条約を成立させた。この条約は少なくとも理念の上では、「戦後秩序」を体现するものであり、集団安全保障のなかの地域的取極を担うものであった。ところが、戦後秩序の二つの柱のうちどちらに重点をおくかをめぐって、中ソ両者の戦略はあまりに対照的だった。国府側は未統一の国家を統一することを何よりも優先していたため、前者の柱に重点をおいて、何とか「大国中国」の地位を確保しようとした。一方、ソ連はかつてロシア帝国時代に中国東北地域に持っていた利権を回復するため、前者よりは後者の柱を使って、その利権を正当化しようとした。日本の軍事的復活を抑制すべく、ソ連が現地にプレゼンスをおくという戦略をアピールできるからである²。

近年の研究では、ソ連が獲得したこの利権が中ソ両国にとって平等なものだったのか、不平等なものだったのかを中心に争われてきた。特に、国府がどのような条件でソ連の利権を承認したのかという論点に重心がおかれている³。いずれにしても「戦後秩序」という大きな枠組みのなかで、ソ連の得た利権を考察するというにはほど遠い。

そこで本稿では、ソ連、とりわけスターリンがどのようにして「戦後秩序」の枠組みを使いながら、中ソ同盟のなかで利権を得ようとしたのかを考えてみたい。そのために、まずは戦後世界のなかでソ連がどのような対外政策をとっていたのか、その分析枠組みと現実の展開とを整理しておこう。その上で、スターリンがどのような論理で中ソ同盟を設計したのか、さらにそのなかで利権をどのように正当化したのかを考察することにしたい。

II ソ連の対外政策

1. 二つの類型

まず、ソ連の対外政策の特徴を考えておこう。ソ連は、一方では共産主義という「普遍的な理念」をかかげ、他方では一つの国家という「特殊」な存在であった。前者をすすめる主体が「党」であったとすれば、後者を代表するものは文字通りの「国家」であった。両者を抱えこんでいるにもかかわらず、その両者が容易に乖離してしまうことにソ連外交の特徴があった。この乖離を押しとどめるための工夫こそ、スターリンのすすめた「一国社会主義」であった⁴。

このように考えれば、ソ連の対外政策をめぐって大きく二つの理解が生まれたことは、あまりに自然のことだろう。ある者は、ソ連が自国一国の生存を優先したのは当然であると考え、別の者は、ソ連が意外なほどに「普遍的」理念に重点をおいて戦略を立てていたと議論するのである。冷戦終焉後、ソ連の各種公文書が開示されることになったが、この

ような新資料を利用したとき、両者の議論はどのように展開していったのだろうか。ここで、それぞれ整理してみよう。

前者は、地政学の観点から一国の安全保障を考えることこそソ連、とりわけスターリンの戦略だったと議論する。タッカーは、ソ連がマルクス主義の熱狂的な信奉者ではなく、あくまでも自身の政策をイデオロギーの観点から正当化しているに過ぎないと論じた。戦時中、ソ連の外交官（マイスキー、グロムイコ、リトヴィノフ）が構想したのは大国の利益や勢力圏といった地政学から考察した戦後国際秩序であった。スターリンもこのような勢力圏を求める「古典的勢力均衡」の実践者であったという。戦後、スターリンはこの解釈を広げ、可能なかぎり支配圏を拡大させようとするが、この拡大を正当化するのに共産主義イデオロギーを使った、というのがタッカーの評価である（Tucker, Spring 1997: 273-281）。ここでは、イデオロギーは国益を正当化するための飾りに過ぎない。

ペチャトノフの描くソ連外交のすがたも、これに近い。戦後ソ連は国内の再建ばかりか、国外からの国境侵略への対応という重大な課題を抱えていた。だから安全保障上の懸念が、自ずとソ連の戦後世界構想に強く影響することになった。何より「ボリシェビキの戦略文化」が、他の共産主義勢力の利害への配慮よりも敵対的世界に囲まれたソヴィエト国家の生存を守ることにこそあったというのが彼の理解である（Pechatnov, 2010: 90-111）。

他方、ウェスタッドは新資料を利用するなかで、ソ連の対外政策にとってイデオロギーが基底的作用をはたしていると考えようになった。いくつか留保を付けながらも、彼はイデオロギーがはたした役割を次のようにまとめた。まずマルクス・レーニン主義（特に後者）は、ソヴィエトのエリートが世界観をつくるのに不可欠な要素となっており、彼らは戦争の主要因を階級闘争や資本主義諸国間の矛盾に見いだしていた。次に、ソ連は自身の社会主義建設の経験をモデルとして、他の社会主義諸国の発展などを見ていた。最後に、ロシアの伝統的な認識として、「正義」を基準として自己と他者を区別し、公正な秩序を模索するという特徴を挙げた⁵。その後、彼はこのような議論を発展させて、「正義の帝国」としてソ連を描いた。ソ連では、個別の民族やアイデンティティといったものよりも人間性を向上させる理念・計画が重要な役割をはたしたから、一国に限った目的よりは国際主義的な目的に重要性があった。何よりも階級を基盤にした集団行動が、市場とは異なる「近代性」のモデルになったことに注目した（Westad, 2005: 39-51）。イデオロギーは、一国の生存を正当化する道具であるどころか、それ自体が戦略をつくりあげていたことになる。

このように議論を二類型に分ければ、両者はあまりにも対照的であるが、どちらからも一定の説明ができる以上、多くの研究はこの二つを何とか結びつけることで発展してきた。

2. 二つをつなぐパラダイム

そこで、この二つを結びつけようとする研究成果を見ておこう。まず、マストニーの議論である。彼は明示していないが、おもに三つのレベルからソ連の対外政策を分析したと考えられる。一つは、国内外が脆弱だという不安感である。そもそもソ連は少数派のクーデターによって成立した政権であるため、つねに不安が隣りあわせになっており、限界を大きく踏み越えるよりは、領域内の行動にとどまることになった。第二は、イデオロギー

である。これによって自分たちが最終勝利するという認識をもち、資本主義に対して優越感を抱くことになった。その結果、自らの強さと弱さを誤認し、とりわけ強いと考えたときに大きなリスクをとまう行動に出る。第三は、国内政治である。国内の考慮こそ、ソ連の対外政策を決定づけるものである。とりわけスターリンは、自身の独裁的権力や経済を維持する必要があったからこの特徴は顕著だった (Mastny, 1996: 11, 191-194)。

次に、ズボクとプレシャコフの研究である。彼らは「革命-帝国パラダイム」を明示して、ソ連の対外行動における二つの要因を結びつけようとした。一方の「革命」は普遍的理念・マルクス主義を体現し、他方の「帝国」は歴史的に形成され、国益や領域的安全保障を念頭に自己の生存をはかるという特徴をもつ。後者は世界の救世主という自己認識に基づくと同時に、排外的な性格も有している。以上の二つが結びつくことで冷戦的思考や国外への介入が生まれたと理解するのである (Zubok and Pleshakov, 1996: 2-5, 12-17, 77)。

ズボクによれば、「革命」と「帝国」の二つの要因は、通常協調しあって、統合しているものの、戦争の危機が差し迫ったときには、前者が放棄されることになる (Zubok, Spring 1997: 295-305)。彼はその後10年近く、このパラダイムを維持して研究を進めてきた。彼によれば、イデオロギーと国益を均衡させる、このパラダイムが生まれたのはスターリン時代に他ならない。レーニン時代はこの両者の均衡に苦心してきたが、スターリンがソ連を世界革命の基地とみなす「社会主義帝国」を用意したからである (Zubok, 2007: x, 18-20)。

このように二つの要素をつなぐパラダイムを意識しながら、第二次大戦の終戦前後におけるソ連の対外政策をごく簡潔に整理しておこう。

3. 大戦から冷戦へ

戦時中、ソ連は西側諸国と協調すべく、戦後の世界像を描いた。当時主流だったリトヴィノフ、マイスキー、グロムイコといった外交官の認識は、楽観的だった。戦後も英米とは共存できるし、戦後アメリカはヨーロッパから去り、直接的な軍事脅威にはならない、英米はいずれ対立する。このような判断に立って、彼らは米英ソによる勢力圏の相互承認を構想した。英ソがヨーロッパを友好的に分け、西半球と太平洋をアメリカが抱えるというものである。スターリンは英米への警戒心を強く残していたが、日独の復活を阻止し、新たな国境線を正当化し、東欧における自身の勢力圏を維持し、国内の再建に対する経済援助を確保し、英米対立まで時間稼ぎをするためには、英米との戦後協調は必要だと考えた⁶。ズボクによれば、44年末には「大半のソヴィエト政府関係者は、たとえ問題がありそうでも米ソ協調が戦後も続くと感じていた」し、45年2月の「ヤルタ会談は、ローズヴェルトの手助けもあってスターリンの政治家としての手腕が最大の勝利をおさめるものとなった。楽観主義の波は、ソヴィエトの官僚全体をのみこんだ」のである (Zubok, 2007: 13-14)。

このような政策が西側との対決に変容していくプロセスは、あくまでも漸次的なものであった。アメリカの政策を前にして、ときに不信をつのらせながら、やがて強硬的政策へと変化していったのである。とりわけローズヴェルト政権からトルーマン政権に交代して

対ソ強硬的な姿勢がとられたこと、その後、原爆が投下されたことで、ソ連は警戒を強めた。彼らは46年春にアメリカを主要敵と見なすようになるが、このときでさえ依然として西欧への攻勢は想定されていなかった。決定的な変化は、やはり47年のマーシャル・プランであった。西側の経済システムに統合されることに大きな脅威を感じたからである⁷。

このようにしてソ連は、おもにヨーロッパを舞台にして冷戦戦略を組み立てていった。ところが、アジアでは状況が異なった。スターリンは中国革命に熱心ではなく、むしろ毛沢東に疑念を抱いていた。毛が過度に自律的であり、対米接近する可能性があることまであったようである。また中国共産党（中共）がすすめる革命は、プロレタリア革命ではなく、農民革命であるという認識も手伝っていた⁸。対日参戦したソ連軍が中国東北地域で中共を非公式に支援することはあったが、ソ連は公式には国府を承認し、内政不干渉の原則を貫いた。ただし、国府に多様な政治勢力が参加できるよう「多元化」を望んでいたことだけは確かである（松村，2010b: 51-69; 同，2010.6: 14-17）。これが大きく崩れていくのは、49年以降である。

第二次大戦の終戦前夜、スターリンにとってアジアにおける革命は、少なくともモスクワが積極的に管理し、推進するものからはほど遠いところにあった。むしろ彼は、西側同盟国と「戦後秩序」を成り立たせるべく、中ソ友好同盟条約を設計したと考えられる。そればかりか、自身の利権を正当化するためにも、その枠組みは好都合であった。

Ⅲ 同盟の設計

そこで、ソ連が中ソ同盟をどのように設計したのかを考えてみよう。重要な関連資料は、公開が限定されているため、おもに同盟条約の締結交渉記録などに依拠して考察したい。

中ソ交渉はおよそ次のようなプロセスを経た。45年6月下旬まで中ソ間で予備的交渉がすすめられ、6月30日から7月12日まで、モスクワにおいて宋子文行政院長とスターリンが中心に交渉を行った。その後、スターリンがポツダム会談に出席し、トップ会談は延期され、予備的交渉が続けられた。8月7日から14日まで再びモスクワでスターリン、モロトフ外相、王世杰外交部長、宋子文らが交渉を進め、条約成立へとむかう。

当初からスターリンは、中ソ同盟の中心的機能が、現在の敵国—ドイツと日本—を戦後も抑止しつづけることにあると考えていた。

7月11日、彼は宋に次のように語った。ドイツは「たとえ重工業を全壊したとしても、すぐに軽工業によって軍事物資の生産に移行できる」し、「英米ともに政権交代すれば、今次の戦争の苦難を忘れ、第一次世界大戦後、ドイツに与えたような特恵を日本にもいろいろ与えはじめる」。第一次大戦後に比べれば、ドイツが20～30年で復興する可能性は低い、「40年もすれば復活できるだろう」。さらに「英米には間違いなく、日本を支援しようとするものたちがいる。そうならないために、我々は大きな力をもつ必要がある」⁹。

ここでは、枢軸国であるドイツと日本があくまでも同列におかれているため、中ソ同盟がグローバルに機能するという形式が前提になっている。しかし、実質的には国連の集団安全保障のなかの地域的取極としての役割が期待されていたといえる。

7月10日、モロトフが宋に語った内容をみてみよう。条約のなかで「我々がドイツに言

及したとして、19年間のうちにソヴィエト連邦がドイツと戦争することになっても、中国が参戦しなければならないということにはならない。そうではなく、それ〔中国〕が負うのは、必要な援助を提供する義務である」。さらに彼はソヴィエトの条約草案の前文をとりあげ、「そこで言及されているのは日本やドイツではなく、連合国の敵からの侵攻である」と述べたが、条約第3条の文言には「日本だけではなくドイツも入る」ことを確認した¹⁰。

ただし、当時は日ソが依然として中立関係にあったため、同盟条約のなかで日本に言及するということをただちに公表できないという事情もあった。そこでモロトフは、「条約のなかで日本に言及するかどうかという問題は、いつ我々が条約を公表しようとするのかによる」と語り、もし中ソ両国が「8月末か9月初旬に条約を公表することで合意するならば、我々は条約のなかで日本を直接言及することに反対はしない」と付け加えた¹¹。これは、ごく短期的な戦略上の配慮であったため、日本を含む敵国を同盟の前提においていたことに変わりなかった。

数日後、中ソ両者は条約草案に暫定的に合意するが、その第3条はこう謳われていた。

対日戦争終了後、条約締結国は、日本・ドイツ或いはその他諸国・今次の世界大戦で彼らに共謀した者たちが、平和に対して侵略・妨害をくり返すことのないよう、それぞれの権限において協力し、あらゆる措置をとる義務を負う。

もし条約締結国の一方が、日本或いはドイツから侵略を受けた結果、当該諸国との戦闘行為に巻き込まれた場合、或いは日本・ドイツと直接連合するどこか他国との戦闘行為に巻き込まれた場合、或いはそのような戦争において戦闘行為以外の何らかの形式のものに巻き込まれた場合、他方の条約締結国は戦闘行為に巻き込まれた条約締結国に対し、ただちに自身の管轄下にあるあらゆる軍事、その他支援と援助をあたえるものとする。¹²

その後、ポツダム会談のため一時延期された中ソ交渉は、8月7日、久しぶりに再開された。ソ連の対日参戦をひかえていたスターリンはその席で、「友好同盟条約の最終草案は合意されたとみなしてよいかと尋ね」た。すると「宋は、今後ヨーロッパで戦争がある場合、中国は参戦にあたって十分な資源を配備しないので、蒋介石としては条文にドイツを含めたくないと考えていると述べ」た。これを聞いたスターリンは「条文でドイツを言及しないことに反対はしない」とあっさり回答した¹³。このようにして、同盟条約の第3条では、日本のみに言及することが決まった。

戦後になっても連合国が協力して、旧敵国を抑止しつづけるという集団安全保障の構想が、ソ連の同盟設計を中心で支えていた。少なくとも理念の上では、そうであった。実質的には、その同盟はグローバルな範囲で機能するものではなく、あくまでも地域的取極の役割を担うものであった。こうして対日戦略が中ソ同盟の核心に据えられることになった。

IV 敵国を抑止する

1. 交渉の条件

ソ連は、45年2月のヤルタ秘密協定における取り決めに前提にして、中ソ同盟のなかで一定の利権を得ることになった（薛・金、2009）。ソ連に与えられた利権は多岐にわたるが、ここでそのおもな内容を整理しておこう。

利権の対象になったのは、おもに中国東北の港（旅順口・大連）と鉄道（中国長春鉄道）である。大連港については、それをあらゆる国家にむけた自由港にするばかりでなく、埠頭と倉庫をソ連に貸与すること、港長をソヴィエト人のなかから選出することなどが決まった。さらに日本と戦争になったときに限って、軍事的統制の下におかれることになった。旅順口では、中ソが海軍基地を共同使用し、両国の軍艦・商船だけが自由な使用を許されるという厳しい条件が課せられた。民政こそ中国政府に属するものの、海軍基地の防衛は中国政府からソ連に委任することになった。何よりも、ソ連の陸海空軍が駐屯できるという利権が与えられたのである。中長鉄道については、人事の決定などで詳細な規定がなされたが、中ソ両国が共同経営をするために、中長鉄道公司の下に中ソ合弁会社を設置するということが重大な決定となった¹⁴。

ソ連はこのような利権を得るために、いったいどのような条件で交渉に臨んだのだろうか。正式なモスクワ交渉をはじめの前から、求める利権の輪郭はほぼ決まっていた。国府が不在のなか行われた45年2月上旬のヤルタ会談で、その輪郭ができあがったからである。ソ連が対日参戦する代償として、外モンゴルを現状維持すること、大連と東清・南滿洲鉄道（中長鉄道）におけるソ連の「優越的權益」を保護し、ソ連が旅順口を海軍基地として租借する権利を回復することがそれぞれ決められたのである¹⁵。日ソが中立状態にあった当時、これはあくまでも秘密協定として結ばれたため、蒋介石には正式に通知されなかった。ただし、彼は3月中旬くらいまでには、おおよその内容を知っていたと考えられる¹⁶。

いずれにせよ、連合国が協力して敵国と戦うという枠組みがあってはじめて、ソ連の中国東北地域における利権が認められたことになる。彼はこのヤルタ協定を盾にとって、モスクワでの中ソ交渉をすすめることになる。ローズヴェルトが急死した直後、スターリンは「クリミヤ会談 [ヤルタ会談] で合意した我々の日本政策は変わらない」とハリマン・駐ソアメリカ大使に伝えている¹⁷。また、中ソ交渉の約1ヵ月前、スターリンはローズヴェルトの側近であったホプキンスとの会談に臨んだ際、8月8日までにソヴィエト軍が対日参戦する予定であることを確認した。そして「ロシア人民は参戦のためのきちんとした口実が必要であるが、それは中国がヤルタの提案を前向きに同意しようとする姿勢にかかっている」と述べ、ヤルタ会談での発言を繰り返したという¹⁸。その後もスターリンは、ヤルタ協定を実行する意思はあるが、何よりもまず蒋介石がヤルタ協定のなかの中国に関連する箇所に同意しなければならないという点をハリマン大使に伝えていた¹⁹。

いよいよ中ソ交渉の日程が近づいてきた6月中旬、ソ連側は交渉を始めるための先決条件として、次のようなものを国府に提起した。港については、ソ連が旅順をふたたび租借し、海軍根拠地とする他、大連を商港として国際化し、ソ連に優越的権利を与えるよう求めた。また、旅順口へのアクセスを確保するために、中東・南滿鉄道を中ソ両国が共同利

用し、中ソ合弁会社をつくるよう望んだ。さらに、モンゴル人民共和国を独立国家とすることなども提起した²⁰。

このようにスターリンは、ヤルタ協定の内容よりもさらに踏みこんで、露骨な利権を求めたが、国府はこれをすぐに認めようとしなかった。結局、これを先決条件にすることなく、モスクワ交渉は始まった。スターリンは、蔣介石がとりわけ強く反発した旅順口の租借については譲歩する代わりに、外モンゴル独立については国府側に断固これを求めるという姿勢で臨んだ。

7月2日、スターリンは宋にこう語っている。「モンゴル人自身が中国の一部になりたがっていない。彼は難しさを理解しているものの、彼からみればその難しさは克服すべきものである」。「我々はこれ以外には何も考案できない」と話すスターリンは、「旅順口に関して、ソヴィエト政府が譲歩しているのだから、中国人もモンゴル人民共和国の問題で譲歩しなければならない」と宋に迫った²¹。

交渉が始まってまもなく、両者はこの難題で行き詰ってしまった。そこで、モスクワ交渉に同行していた蔣経国が事態を打開するために、現地でペトロフ大使と交渉に臨んだ。しかし、ペトロフからの回答はにべもなかった。

私 [ペトロフ] は次の点を強調して述べた。モンゴル人民共和国問題は、きわめて本質的な問題であり、ソヴィエト政府はモンゴル人民共和国の独立宣言に関する提案を受け入れるよう要求する。もし中国代表団がこの提案に合意しないのであれば、おそらく会談は袋小路に入ってしまう。²²

同盟を早期成立させるために、国府側は外モンゴル問題で譲歩をせざるを得なくなった。スターリンはこのようなトレード・オフによって、国府側に譲歩を迫ることはあったが、ソ連が自らの利権を正当化するのはやはり「戦後秩序」の枠組みにおいて他にはなかった。

2. 論理の見取り図

そこで、スターリンが利権を正当化するとき、しきりに利用した論理をここでみておこう。まずは、全体の論理を露骨なまでに表現したスターリンの発言である。

7月2日、交渉が始まってまもなく、スターリンはヤルタ協定に署名するときに指針とした考え方の一つを次のように表現した。

…ソヴィエト連邦は中国と同盟を締結し、共同で日本を撃退することを考えているので、日本に対抗するための自身の戦略的地位を強化する必要があるということ [を指針にした]。旅順口、中長鉄道、南樺太、外モンゴルについて、個別の話をするかどうかはともかくとして、いかなる場合でもソヴィエト連邦の目的はたった一つである。つまり抗日戦において、中国の同盟者になることを見越して、ソヴィエト連邦の戦略的立場を強化するということである。モンゴル人民共和国にしても、旅順口にしても、中長鉄道にしても何らかの利益を引き出そうという意図はない。すべて日本に対抗す

るための戦略的地位を強化することが目的なのである。²³

冗長なほどに、同じ論理をくり返しているところにこそ、力づくでは利権を得られないという判断がうかがえる。だから敵国日本を共同で抑止するという論理は、利権を正当化するための単なる飾りではなく、むしろそれがなければ条約そのものも成り立たなくなるという、同盟の核心部分であったといえるだろう。数日後、彼はさらに詳しく語った。

…ソヴィエト連邦が考えているのは将来のこと、今後の見通しであって、半年や一年といった幅のものではない。日本は壊滅してから早晩20年ほどで復興するだろう。ソヴィエト政府は単に現時点のことだけではなく、将来や今後の見通しを考えて中ソ関係を構築したいのである。日本のミイラが復活するという可能性を念頭においたとき、我々は極東において準備不足であることを考えなければならない。我々にとって、港はウラジオストク一つしかない。これでは不十分である。別の港、いわゆるソヴィエト港を建設している。開港できる第三の地点は、カムチャッカのペトロパブロフスクである。しかし、いずれの港も鉄道によって国内と他地域とのあいだの連絡が確保できないとすれば、有効に活用することはできない。ペトロパブロフスクとソ連国内の他地域とを結合するには、2500kmにわたる鉄道を敷設しなければならない。そればかりかうラジオストクとソヴィエト港のあいだ、デカストリにさらに港が一つ必要になる。これを開港し、整備し、鉄道を敷設するまでにおよそ40年は必要だ。だから我々は自前の海軍基地をつくるのに要する40年という期間で中国と条約を締結したいのである。これが実現された暁には、遼東半島と中東鉄道が不要になるため、我々は当地から撤退する。このような理由から我々は現在、中東鉄道、南満鉄道、旅順口、大連それぞれに関する協定を締結したいのである。我々は40ヶ月ではなく、40年先を見越している。これらの問題に関連して、モンゴル人民共和国の独立が問題になる。これはつねに我々の計画全体のなかの一部分を占める。我々が中国に軍隊を入れられないというのはばかげた話だが、我々は小さな、独立した友好国になら進軍することができる。いま話した計画は、誰にも語ったことはないが、宋子文にならこの計画を伝えてもよい、とスターリン同志は強調する。²⁴

モンゴル人民共和国の独立については、あまりに独善的な理屈には違いないが、基本的な論理そのものは数日前のものと何一つ変わらない。

そのおよそ1ヵ月後、ソ連が対日参戦したその日にスクヴォルツォフ（駐華ソ連代理大使）は、ソ連参戦を歓迎する呉国偵（外交部政務次長）に向かって次のように念を押した。「…日本が壊滅することは間違いないだろうが、とりわけ満洲において日本が大きな勢力を有していることを忘れてはならない。従って、戦争が簡単に片づくということはありません」²⁵。ここでも論理は一貫している。

3. 鉄道と港

では、それぞれ個別の利権が議題にのぼったとき、ソ連はそのつどどのような論理をもって議論していたのだろうか。問題の重要性を示すためにも、時系列から離れて、それぞれの議題ごとに考察していこう。

まず、中長鉄道である。この鉄道における利権が正当化されるときには、ほぼ港と対になって議論がすすめられた。スターリンがモスクワを離れていた7月19日、重慶ではペトロフ大使が蒋介石に次のように話していた。「両〔東清・南滿〕鉄道と両港の使用に関する問題は、おもに今後日本が侵略するかもしれないということに対処するためのものであるから、ソ連が旅順で力を強めることは、ソ連にとって有利であるばかりか、中国にとっても同じように有利なことである」²⁶。

スターリンは中ソ交渉に復帰した8月7日、中国代表団にこう語った。「…ソヴィエト政府が港と鉄道に関して合意達成するよう提案しているのは、何らかのわがままでそうしているのではない。そうではなく、将来日本が侵略するという可能性を前に、ソヴィエト連邦と中国両国の安全を保障するために提案しているのである。我々の条件とツァー政権の条件とを比べれば、両者は異なっている。まるで雲泥の差だ」²⁷。やはり論理は一貫している。

次に港であるが、まずは旅順口におけるソ連軍のプレゼンスについてである。中ソ交渉が始まる前、ペトロフは蒋介石との会談のなかで、軍港の租借問題が議題になったとき、同盟条約の締結が「ソ連の対日作戦に等しいものである」と述べていた²⁸。モスクワでの交渉が始まると、スターリンは上にみたような論理を一貫させた。その後、交渉が一時延期されているとき、ペトロフはこの論理を重慶にいる蒋介石に明確に伝えた。「[スターリンは] 日本が敗北後、再び勢力を回復させかねないということを懸念しているため、ソ連としては旅順口内で日本に対する強力な海軍根拠地を建設することを考えており、30年を期限にして、ソ連はこの期間内にウラジオストク以北の各港に日本に対処するのに十分な海軍根拠地を建築する準備をしている」²⁹。

中ソ交渉が再開されると、スターリンはまたしても次のように国府側に迫った。「…日本がいなければ、現在ソヴィエト側が提起している条件もないだろう。つねに日本が力を復活させるという可能性を覚えておく必要がある。…日本を抑制しておく必要がある。そのためソヴィエト連邦は、自国領土内に強力な海軍基地を建設する必要があるが、それには最低でも30年にかかる。この期間が過ぎれば、我々は中国の港も中国の鉄道も不要になる。ご承知のように、ツァーは中国へのさらなる侵攻のために、極東に基地をつくった、とスターリン同志は語る。現在、我々がいくつか基地を求めているのは、将来の戦争防止に備える機会を得るためである」³⁰。スターリンは旅順での利権要求が、かつてのロシア帝国のような露骨な侵攻とは違い、戦後世界の平和のためであることを執拗なまでに確認した。

さて、旅順が軍港であったとすれば、大連は商港である。両者では港の性格が異なるため、ソ連が大連における利権を正当化しようとするれば、旅順口の論理をそのまま適用することは難しい。ところがスターリンは、いくつか留保を付けながらも、基本的には同じ論

理で利権を求めた。ここでは、象徴的なものだけを取り上げておこう。8月10日、スターリンは「将来、軍事衝突が起こる可能性」を考えた上で、国府側にこう迫った。

…ソヴィエト政府は大連を軍事ゾーンから外すことはどうしてもできない。平時であれば、大連においてソヴィエト軍も大砲も軍艦も保持することはない。民政は中国のものであり、自治政府の長は中国人が務めることになる。我々は、港長をソヴィエト市民にするよう求めている。平時においては大連にいかなるソヴィエト軍もおいてはならないが、日本との戦時においてはソヴィエト軍が大連を防衛する、と協定のなかで規定されたい。スターリン同志はこのように提案する。³¹

平時はいざ知らず、戦後再び日本と戦闘になったときには、ソ連軍が大連を軍事的統制におくという理屈は、旅順口のそれから大きな隔たりはない。

4. 外モンゴル問題

自国の軍事プレゼンスを他国の領土内におくというとき、利権の意味あいそれ自体は、かなり明白である。ところが、ある国が別の国に第三国の独立を迫るとき、独立を迫る国家にとって、その利権がどこにあるのかは必ずしも自明ではない。

では、スターリンは外モンゴル地域を「モンゴル人民共和国」として独立させることで、何を望み、さらにどのような論理でそれを説明したのだろうか。ここでは、あくまでも中ソ交渉のなかでスターリンが語った内容に限定して考えてみたい。交渉全体を通して、その論理がきわめて露骨にあらわれた部分を取り出してみよう。モスクワで中ソ交渉が始まってまもない7月2日、スターリンは宋子文にこう語った。

…日本は極東におけるソヴィエト連邦の地位をいつでも打倒できるため、外モンゴルは独特の地理的位置を占めている。日本人は、戦前にハルビンゴル〔ノモンハン〕を突破しようとしたが、もしソヴィエト連邦が外モンゴル領土を防衛する法的権利をもっていなかったら、ソヴィエト連邦は極東をまるまる失うという危険にさらされた。そうなれば、中国にとっても有害なことだっただろう。

スターリン同志はこう述べる。たとえ日本は無条件降伏を迫られたところで、消滅することはない。日本人が強い民族であることは歴史が示すところである。ヴェルサイユ条約締結後、ドイツがこれ以上復活することはないと誰もが考えていた。しかし、わずか15～17年ほどで彼らは力をつけた。たとえ日本を屈服させたとしても、やがてドイツと同じことをくり返すことだろう。ソヴィエト連邦は自身の軍隊で外モンゴル領土を防衛する権利を確保しなければならないし、このことは中国の利益にもなる。我々が強くなれば、中国も強くなる。³²

外モンゴルを中国領内に入れるよりは、独立させることでソヴィエトが当地の防衛に責任をもつ方が、戦後極東の平和にとって重要だという主張は、形式こそ異なるものの、「帝

国」が植民地を統制するときの論理からそれほど離れていない。しかし、それでもなお、ソ連が自身の軍事プレゼンスを正当化するとき、敵国を抑止するという「戦後秩序」の枠組みがここでも使われていることだけは確かである。

V もう一つの論理

1. 不凍港とヤルタ

これまで考察してきた論理は、スターリンの交渉戦略において主軸をなしている。では、それ以外に彼がもち出した理屈はなかったのだろうか。ここで整理してみよう。

まず、東北における利権について考察してみよう。

6月12日、ペトロフは重慶で蒋介石にこう話した。「この問題〔旅順の租借〕を議論するとき、中国はソ連が太平洋沿岸国家であるとみなす必要があるし、ソ連は太平洋において不凍港を必要としている」³³。また7月2日、スターリンは宋子文との会談で、次のようなやりとりをしている。

宋は、ソヴィエト側がソヴィエト連邦の優越的権利を確保すべきだというとき、それは何を意味するのかと質問する。これは、誰と比較してのことなのか。

スターリン同志は、中国や他国と比較して、ということになると答える。つまり中国領土において、ソヴィエト連邦は中国人よりも大きな権限を有することになる〔ということか〕と宋は述べる。スターリン同志は、多分その通りだと述べた上で、ソヴィエト連邦が旅順口と大連港において権限を確保する目的は、太平洋の不凍港と中長鉄道〔の確保〕にあると付け加える。³⁴

その後、モロトフ外相も中ソ交渉のなかで「ソヴィエトの船舶が極東に停泊できる唯一の不凍港が大連であると指摘」している³⁵。

ソ連は太平洋に面した国家だから不凍港が必要だという主張は、それ自体としては国府を説得するのにあまりに弱い。ただし、これが「戦後秩序」の枠組みと重ねて論じられていることを考えれば、これもまたソ連の軍事プレゼンスを正当化する重要な論理であったといえるだろう。

もう一つ、スターリンがもち出したのは「ヤルタ協定」という盾である。国府不在のまま決定した秘密協定ではあるが、連合国の取り決め、とりわけアメリカが承認したものとして、スターリンはこれを前面に押し出した³⁶。7月11日、スターリン、モロトフ、宋子文の三者がくり広げた会談の内容をみておこう。

スターリン同志はこう指摘する。ヤルタ協定によれば、大連においてソヴィエト連邦の優越的権利を確保する必要がある。ソヴィエト側の草案はまさに、この原則を基礎にしているが、中国側の草案はこの事情を考慮していない。〔これを受けて〕宋が、優越的権利の問題をめぐる中ソ両者に解釈の違いがあると答えたのに対して、スターリン同志は民政の長をソヴィエト市民にすることによって大連におけるソヴィエ

ト連邦の優越的状態は確保されることになる」と答える。ソヴィエト連邦は、ヤルタ会談で採択した協定から離れたくないとスターリン同志は強調する。

モロトフ同志は次のように指摘する。蒋介石はヤルタ協定に同意されたし、ソヴィエト側も最小限の優越的権利を確保するよう志向している。だから、例えば大連の民政は平等の原則で成立させるとしても、港長はソヴィエト市民でなければならない。そうでなければソヴィエト連邦の優越的権利の中身が不明瞭になるからだ。…

スターリン同志は、それ「大連港における業務に他国の国民を登用しないこと」がヤルタ協定違反になると話す。³⁷

スターリンは、ヤルタで正式に決定していないことまで含めて、このような論理で国府側に迫った。モスクワに同行していた蔣経国は、条約が成立した直後、およそ次のような感想をもったという。

我々はモスクワに到着し、スターリンと第一回の会談をもった。彼は非常に遠慮がちな態度だったが、正式な会談が始まると、彼の獐猛さがあらわになってきた。私ははっきりと覚えている。そのときスターリンは一枚の紙を取り出し、宋院長の面前に投げ捨てた。その態度は傲慢で、ふるまいは下品だった。そしてこう言ったのだ。『貴殿はこれを見たことがあるか』。宋院長は一瞥し、ヤルタ協定だと知るところで答えた。『私はおよそその内容だけは知っている』。スターリンはまた強調しながら言った。『貴殿は問題を指摘してもよいが、これを根拠にするしかない。これはローズヴェルトが署名したものである』。我々はモスクワに来た以上、忍耐しながら彼らと会談するしかなかった。³⁸

ここでもまた、連合国と敵国に分かたれる「戦後秩序」の枠組みをもって、ソ連が自身の利権を正当化しようとしたということに違いはない。

2. 「現状」の承認

むしろ外モンゴル問題にこそ、これまでとり上げた論理とはやや異なる内容が現れた。この20年近くにわたり、中国が当地を実効支配してこなかったという「現状」が指摘されただけでなく、そもそもモンゴル人自身の意志をくみとれば、彼らの独立を認めることは当然だろうという議論である。ここで、交渉の内容をそれぞれ確認していこう。

7月7日、独立の承認を渋る宋子文に対して、スターリンは次の点を想起させた。「…孫逸仙時代にもモンゴルには中国の権力がまったく及んでいなかったし、当地にはロシア軍までいた。さらに、モンゴル人民共和国は自立してからすでに24年経っており、[彼らは]中国の一省には入りたくないと思っている」。スターリンはこの点に固執し、「当時、中国の権力は外モンゴルにまったく及んでいなかったと再び強調」した³⁹。

翌日、交渉の行き詰まりを懸念した蔣経国に対して、ベトロフは次のように語った。

…外モンゴルの独立承認に関するソヴィエトの提案は、現状維持の承認に基づいているため、唯一理にかなった提案であると私 [ペトロフ] は述べた。外モンゴルは事実上、独立国家として存在しているため、ソヴィエト政府の提起している声明を受け入れることは、実際の現状を承認するに過ぎないと私は強調した。…蔣経国は、モンゴル人民共和国の独立承認が、中国の領土保全に関する孫逸仙の原理に反すると述べたが、私は私見によれば、そのような行為はモンゴル人民の自由な意思表明を考慮に入れたものであり、むしろ民族問題に関する孫逸仙の教義の核心部分から何一つ逸脱するものではないと反論した。⁴⁰

その翌日、スターリンは婉曲的な表現はやめ、きっぱりと言った。「…モンゴル人民共和国の現状維持とは、1921年から独立国として存在しているモンゴル人民共和国の独立承認を意味するものであり、ソヴィエト政府はこの現状維持をモンゴル人民共和国の独立承認という意味で、いま承認を得たいと考える」⁴¹。

7月11日には、スターリン、モロトフ、宋子文の三者が次のようなやりとりをした。

モロトフ同志はこう指摘する。中国の草案の冒頭に、モンゴル人民がモンゴル人民共和国の独立問題に関して何度となく意思表示してきたことに言及する必要がある。

宋は、そのような言及をすれば、なぜ、いつ普通選挙を実施するのかという問題が出てきてしまうと話す。

モロトフ同志は、モンゴル民族の独立に関する願望が普通選挙によってテストされると指摘する。

スターリン同志もまた、冒頭の言及がなければ、なぜ普通選挙が必要なかが不明であると指摘する。もし、モロトフが提案する表現に宋が同意しないのなら、そのときはこう表記すべきである。これまでの24年間、外モンゴルと中国との関係は断絶しており、外モンゴルはその間に独立国家として存在してきた、と。⁴²

ここでは、20年以上にわたって中国による実効支配が不在だったばかりか、現地の人々が独立を望んでいるから、その願望を正式に承認する他ないという、反論するに難しい論理で固められている。しかし、このような論理はつねに、ソ連がモンゴル人民共和国の軍事防衛に責任をもって、戦後極東の平和に役立terるというもう一つの論理と分かちがたく結びついていた。

Ⅵ おわりに

かつて戦勝国が描いた戦後世界の平和構想は、一方で自分たちを中心にした大国間秩序を成り立たせ、他方で旧敵国の復活を抑止するという二重の構造をもっていた。この「戦後秩序」を東アジアにおいてつくろうとするとき、その核心部分の一つにおかれたものが、1945年8月14日に成立した中ソ同盟であったといえる。

戦勝国にとって、この二重の構造のうち、どちらにも同程度の重点をおくということは、

必ずしも自明のことではなかった。むしろ、同盟条約の締結交渉を詳細にみる限り、ソ連が重点をおいていたのは、あくまでも後者であった。彼らは「大国中国」の地位を認めていなかったわけではないが（松村, 2010b: 54-56, 59-62）、それをあえて前面に押し出そうとした形跡もない。むしろ、戦後世界のなかで旧敵国の台頭を抑止することと自身の利権を確保するという、いずれもスターリンにとっては重大な戦略目標がつねに分かちがたく結びついていたところにこそ、彼の交渉戦略の核心があったといえる。

だから、このとき成立した中ソ同盟のなかに、共産主義や世界革命といったイデオロギーの要素が入りこむ余地はほとんどなかった。戦後スターリンが望んだものは、中国内政への露骨な干渉ではなく、あくまでも中長期的にみたときに、国府の現体制が多元化していくことであった（同上: 59-62）。

ところが戦後中国の政治体制は、多元化という平和で長期的なプロセスとはまったく異なるシナリオで変化していった。中共が内戦によって国府勢力を後退させ、やがて大陸に中華人民共和国を成立させたからである。ここから、もう一つの中ソ同盟がつけられることになる。そのときようやく、イデオロギーが両者を結ぶ紐帯の一つとなっていく⁴³。

[付記] 本稿は、日本学術振興会科学研究費補助金、若手研究 (B) 「二つの中ソ同盟 (1945-50) の比較研究—戦後東アジア国際政治の起点」 (課題番号 22730150) の研究成果の一部である。

Endnotes

- 1 以上の見取り図については、松村 (2010a; 2010b) を参照。
- 2 以上の内容は、中国現代史研究会 (2010年7月17日、神戸大学六高台キャンパス本館会議室2階) に提出した報告原稿 (原題「戦後秩序のなかの中ソ同盟 (1945年)」) に基づいている。これは中ソ同盟の全体像を論じたものであり、学術論文として近刊の予定である。これに対して本稿では、そのなかのソ連の政策に焦点をあて、より個別的、詳細に論じている。
- 3 おもに、以下。薛 (2001)、欒 (2004)、楊 (2007)。なお、薛と金は、平等か不平等かというだけでこの同盟を判断することを慎重に避けようとしている。ただし、国府不在のまま決定されたヤルタ協定が、その後、国府の同盟交渉を拘束したという点は強調している (薛・金, 2009: 1-8, 157-226)。また石井は、この中ソ同盟が日本を仮想敵にしたものだとは指摘しているが、「戦後秩序」という枠組みで理解しているわけではない (石井, 1990: 3-6)。
- 4 以上の点は、平井 (1996: 171-176) を参照した。
- 5 ただし、現実主義的見方を排除しないという留保は付けている。(Westad, Spring 1997)。
- 6 以上、戦時中のソ連外交の特徴については、Pechatnov (2010: 92-94)。
- 7 以上の展開は、Pechatnov (2010: 96-105)。なお、Zubok and Pleshakov (1996: ch.2) でも、ほぼ同様の要因を挙げている。
- 8 以上の点は、Zubok and Pleshakov (1996: 56, 60)。
- 9 中ソ交渉記録、45年7月11日 (PKO IV-2: no.674, crp.130)。
- 10 中ソ交渉記録、7月10日 (PKO IV-2: no.671, crp.113)。[] 内は引用者、以下同様。
- 11 *Ibid*, crp.113。
- 12 中ソ友好同盟条約草案、7月13日 (PKO IV-2: no.680, crp.138-139)。
- 13 中ソ交渉記録、8月7日 (PKO IV-2: no.693, crp.161)。
- 14 関連する協定本文は (資料集成-1: 105-111)。
- 15 The Yalta Agreement, Feb.11, 1945 (CWP-1: 113-114) .

- 16 以上の点については、松村 (2010b) で論じたが、その他、薛・金 (2009) を参照。
- 17 W. Averell Harriman to Harry S. Truman, Apr.14, 1945 (Truman Papers-SMOF: Box. 8).
- 18 Harry L. Hopkins to Truman, May.29, 1945 (Truman Papers-SMOF: Box. 9)
- 19 Harriman to Truman, June. 7, 1945 (Truman Papers-SMOF: Box. 9)
- 20 ベトロフ駐華ソ連大使が蒋介石に提出した文書、6月12日 (大事長編5-下: 723-724)。
- 21 中ソ交渉記録、7月2日 (PKO IV-2: no.657, ctp.79)。
- 22 ベトロフ-蔣経国会談記録、7月8日 (PKO IV-2: no.662, ctp.93)。
- 23 中ソ交渉記録、7月2日 (PKO IV-2: no.657, ctp.74)。
- 24 中ソ交渉記録、7月7日 (PKO IV-2: no.660, ctp.89)。
- 25 スクヴォルツォフ-呉国偵会谈記録、8月9日 (PKO IV-2: no.697, ctp.163)。
- 26 蒋介石-ベトロフ会谈紀要、7月19日 (大事長編5-下: 767)。
- 27 中ソ交渉記録、8月7日 (PKO IV-2: no.693, ctp.158)。
- 28 蒋介石-ベトロフ会谈紀要、6月12日 (大事長編5-下: 721)。
- 29 蒋介石-ベトロフ会谈紀要、7月19日 (大事長編5-下: 767)。
- 30 中ソ交渉記録、8月7日 (PKO IV-2: no.693, ctp.159)。
- 31 中ソ交渉記録、8月10日 (PKO IV-2: no.699, ctp.164-165, 166)。
- 32 中ソ交渉記録、7月2日 (PKO IV-2: no.657, ctp.73-74)。
- 33 蒋介石-ベトロフ会谈紀要、6月12日 (大事長編5-下: 722)。
- 34 中ソ交渉記録、7月2日 (PKO IV-2: no.657, ctp.75)。
- 35 中ソ交渉記録、7月11日 (PKO IV-2: no.674, ctp.130)。
- 36 本稿では、中ソ交渉におけるアメリカの役割について論じることができない。別稿を期したい。
- 37 中ソ交渉記録、7月11日 (PKO IV-2: no.674, ctp.129)。
- 38 蔣経国の記事要約、8月14日 (大事長編5-下: 798-799)。ここで言及されている第一回会谈は6月30日ではなく、7月2日のことだと推察される。ここでの表現は詳細な会谈記録とズレがあるため、あくまでも蔣経国の印象を要約したものとして扱いたい。中ソ交渉記録、6月30日、7月2日 (PKO IV-2: no.654, no.657, ctp.71-72, 73-82)。
- 39 中ソ交渉記録、7月7日 (PKO IV-2: no.660, ctp.88)。
- 40 ベトロフ-蔣経国会談、7月8日 (PKO IV-2: no.662, ctp.92)。
- 41 中ソ交渉記録、7月9日 (PKO IV-2: no.669, ctp.107)。
- 42 中ソ交渉記録、7月11日 (PKO IV-2: no.674, ctp.125)。
- 43 この点については、例えば、沈 (2007: 99-112) を参照。

参考・引用文献

一次資料 (略記号を最初に付した)

[CWP-1] Lyman P. Van Slyke reissues, *The China White Paper August 1949*, vol. 1, Stanford University Press, 1967

[Truman Papers-SMOF] *Papers of Harry S. Truman: SMOF: Naval Aide to the President Files, 1945-53*, Harry S. Truman Library, Independence, Missouri.

[PKO IV-2] AM. Ледовский, Р. А. Мировицкая, В. С. Мясников(Составители), *Русско-китайские отношения в XX веке. Т. IV: Советско-китайские отношения. 1937-1945 гг.* Кн. 2: 1945 г. Отв. ред. С. Л. Тихвинский исторической мысли, 2000г

[資料集成-1] 日本国際問題研究所・中国部会編『新中国資料集成 第一巻 1945-1947年』日本国際問題研究所、1963年

[大事長編5-下] 秦孝儀総編集『總統蔣公大事長編初稿』巻5、下冊、1978年

二次資料 (書籍)

Mastny, Vojtech. (1996) *The Cold War and Soviet Insecurity: The Stalin Years*, Oxford University

Press.

Pechatnov, Vladimir O. (2010) "The Soviet Union and the World, 1944-1953," in Melvin P. Leffler and Odd Arne Westad eds., *The Cambridge History of the Cold War*, Vol. 1 (Origins), Cambridge: Cambridge University Press, pp.90-111.

Zubok, Vladislav and Constantine Pleshakov, (1996) *Inside the Kremlin's Cold War: From Stalin to Khrushchev*, Harvard University Press, 1996

Zubok, Vladislav. (2007) *A Failed Empire: The Soviet Union in the Cold War from Stalin to Gorbachev*, USA: The University of North Carolina Press

Westad, Odd Arne. (2005) *The Global Cold War: Third World Interventions and the Making of Our Times*, Cambridge University Press.

石井明 (1990) 『中ソ関係史の研究 (1945-1950)』 東京大学出版会

平井友義 (1996) 「第7章 ソ連」有賀貞他編『講座国際政治』第2巻、171-187頁。

松村史紀 (2010a) 「東アジアの国際政治：二つの「戦後」から見た地域秩序」同他編著『NIHU 現代中国早稲田大学拠点研究シリーズ2 二つの「戦後」秩序と中国』早稲田大学現代中国研究所発行、7-26頁。

—— (2010b) 「東アジアの戦後秩序設計：「大国中国」というアポリア」、同上書、51-69頁。

沈志華 (2007) 「第二巻第五章 中蘇同盟条約的簽訂及双方的利益衝突」沈志華主編『中蘇關係史綱 (1917-1991)』新華出版社、99-112頁。

薛衛天・金東吉 (2009) 『民国時期中蘇關係史 (1917-1949)』中巻、中共党史出版社。

楊奎松 (2007) 「第一巻第五章 中蘇両国の戦時合作与衝突」沈志華主編『中蘇關係史綱 (1917-1991)』新華出版社、59-79頁。

欒景河 (2004) 「『中蘇友好同盟条約』与『中蘇友好同盟互助条約』之比較」同主編『中俄關係の歴史与現実』河南大学出版社、453-467頁。

二次資料 (論文)

Tucker, Robert C. (Spring 1997) "The Cold War in Stalin's Time: What the New Sources Reveal," *Diplomatic History*2, pp.273-281.

Westad, Odd Arne (Spring 1997) "Secrets of the Second World: The Russian Archives and the Reinterpretation of Cold War History," *Diplomatic History*2, pp.259-271.

Zubok, Vladislav. (Spring 1997) "Stalin's Plans and Russian Archives," *Diplomatic History*2, pp.295-305.

松村史紀 (2010.6) 「アメリカの戦後『満洲』政策：『伝統の方針』の終焉へ (1946.1-6)」戦後「満洲」史研究会編『近きに在りて』第57号、13-23, 39頁。

薛衛天 (2001.6) 「從《中蘇友好同盟条約》到《中蘇友好同盟互助条約》」中共中央党史研究室、中央档案馆編『中共党史資料』総第78輯、88-99頁。

